

第1章

計画策定・改訂の背景

1

1 世界の動き

1946年(昭和21年)、国連に婦人の地位委員会が設置され、女性の地位向上のための取組みが始まりました。以後、同委員会を中心として、世界の女性が抱える問題の解決に向けて国連を舞台に様々な活動が精力的に続けられています。

1975年(昭和50年)、国連はこの年を国際婦人年と宣言し、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」を開催しました。ここで、女性の地位向上を図るために各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。

また、国際婦人年に続く10年間(1976~1985)を「国際婦人の十年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980年(昭和55年)には、「国連婦人の十年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の署名式を行いました。

この条約は、あらゆる分野における性差別の撤廃と男女平等の確立を目指し、法律や制度、慣習も対象として性別役割分担の見直しを強く打ち出したもので、日本もこの年に署名し、1985年(昭和60年)に批准しました。

1985年(昭和60年)には、「国際婦人の十年世界会議」がナイロビで開催され、2000年に向けて引き続き取り組むためのガイドライン「婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」を採択しました。

1995年(平成7年)には、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言及び行動綱領」を採択し、女性のエンパワーメントや女性の人権の尊重、あらゆる政策にジェンダーに敏感な視点を反映することなど、2000年までに各国が取り組むべき課題を提示しました。

2000年(平成12年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005年(平成17年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることなどを盛り込んだ、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択しました。

2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

2 日本の動き

日本政府は、1975年(昭和50年)に女性問題の国内本部機構「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977年(昭和52年)に世界行動計画に対応した「国内行動計画」を策定しました。また、1980年(昭和55年)に署名した「女子差別撤廃条約」の批准に向け、法制度等

※エンパワーメント
(empowerment)

力をつけること。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。
第4回世界女性会議の主要課題。

※ジェンダー
(gender)

社会的、文化的につくられた性差のこと。生物学的な性差(sex: セックス)に対して、これと区別するために、国際的にも広く使用されることとなった概念・用語。ジェンダーの具体例としては、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割 分担や、「男性は女性より偉い」などの偏見が挙げられる。

※ジェンダーに敏感な視点

社会的、文化的につくられた性差(ジェンダー)を意識し、性差についての先入観や偏見を排し、多様な視点から柔軟に問題を検討しようとする視点。

諸条件の整備を進め、同条約を1985年(昭和60年)に批准しました。

整備された主な法制度

- 1976年 民法の一部改正(離婚時の氏使用可能)
- 1980年 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ)
- 1984年 国籍法の改正(父系優先主義から父母両系主義へ)
- 1985年 男女雇用機会均等法制定

1987年(昭和62年)には、二年前に採択された「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1991年(平成3年)には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受けて新国内行動計画の改定を行い、総合目標をそれまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に改めました。

1996年(平成8年)、「男女共同参画ビジョン」が男女共同参画審議会から答申されたのを受け、政府は同年、国の新しい行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。このプランは、前年の第4回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」において各国が2000年までに取り組むべきものとされた課題に対応したものです。

1999年(平成11年)、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民が男女共同参画社会の形成に取り組む責務が明記されました。

2000年(平成12年)、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画を策定しました。

2001年(平成13年)、内閣府に重要政策会議の一つとして男女共同参画会議を設置し、また内部部局として男女共同参画局を設置するなど、男女共同参画に関する推進体制を強化しました。

また、同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」と略。)を制定しました。2004年(平成16年)には、保護命令制度の拡充や被害者の自立支援の明確化等を規定した改正法が施行されています。

2003年(平成15年)、男女共同参画推進本部は、女性のチャレンジ支援策の推進について決定を行い、この決定を踏まえ、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年(平成32年)までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。

また、同年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

2005年(平成17年)、男女共同参画基本計画(第2次)を閣議決定しました。

整備された主な法制度

- 1989年 学習指導要領の改正（高等学校家庭科の男女共修等）
- 1991年 育児休業法の成立
- 1995年 育児休業法の改正（育児・介護休業法）
- 1997年 男女雇用機会均等法の改正（努力義務から法的義務へ）
- 1999年 男女共同参画社会基本法の成立
- 2001年 配偶者暴力防止法の成立
- 2003年 次世代育成支援対策推進法の成立
- 2004年 配偶者暴力防止法の改正

3 福島県の取組み

県では、世界や国の動きにあわせ、1978年（昭和53年）に青少年課を改組して青少年婦人課とし、1983年（昭和58年）「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。

1988年（昭和63年）には、「ナイロビ将来戦略」や「新国内行動計画」を受けて県計画の見直しを行い、1991年（平成3年）青少年婦人課内に婦人行政係を設置しました。

1994年（平成6年）、新しい行動計画として女性総合センター（仮称）の整備等を盛り込んだ「ふくしま新世紀女性プラン」を策定しました。また、同年、青少年女性課と課名を変更し、課内室として女性政策室を設置しました。

2001年（平成13年）1月には本県の男女共同参画推進の実践的活動拠点となる男女共生センターを開設しました。

この間、「第4回世界女性会議」の開催や「男女共同参画2000年プラン」の策定、「男女共同参画社会基本法」の制定等、国内外において新たな動きがみられ、ジェンダーに敏感な視点から社会制度・慣行を見直すことや、女性の人権の尊重等、新たな課題に対応する必要が出てきました。こうしたことから、男女共同参画社会の実現が緊要となっていることを踏まえ、福島県における男女共同参画の形成に向けた施策をより一層推進することを目的として、2001年（平成13年）2月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定しました。

2002年（平成14年）、県内の各界各層の主体的取り組みと相互連携により男女共同参画を積極的に推進するため、ふくしま男女共同参画推進連携会議を設置しました。

また、同年には、男女の実質的な平等を実現し、男女一人ひとりが個人として尊重される社会を形成するため、「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」（以下「男女共同参画推進条例」と略。）を制定しました。

さらに、男女共同参画推進条例の規定に基づき、知事の附属機関として、男女共同参画の推進に関する事項等を調査審議する「福島県男女共同参画審議会」を設置するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への県民及び事業者の意見申出を適切に処理するため、男女共同参画推進員を配置しました。

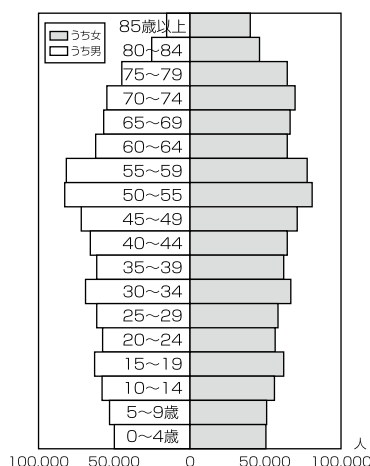
2003年(平成15年)には、県においてF・F(フラット・フレキシブル)型行政組織を全庁に導入し、男女共同参画社会の形成を担当する部署として、人権男女共生グループを設置しました。

2005年(平成17年)には、男女共同参画に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、知事を本部長とする「福島県男女共同参画推進本部」を設置しました。

4 社会・経済環境の変化

① 高齢化率・合計特殊出生率の推移

<人口ピラミッド(17.9.1)>

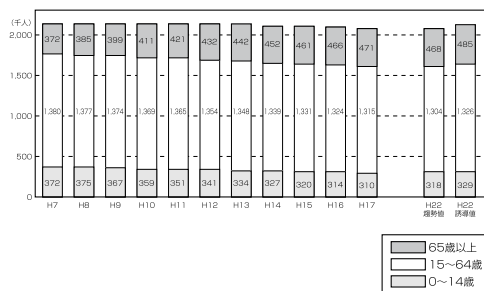


<年齢(5歳階級)別人口(17.9.1)>

		人	総数	うち男	うち女
総数		2,095,926	1,019,778	1,076,148	
年少人口	0~4歳	95,120	48,715	46,405	
	5~9歳	102,216	52,248	49,968	
	10~14	111,420	57,152	54,268	
	15~19	122,182	62,119	60,063	
	20~24	111,866	57,114	54,752	
生産年齢人口	25~29	117,251	60,742	56,509	
	30~34	132,895	67,805	65,090	
	35~39	120,949	60,579	60,370	
	40~44	128,032	64,699	63,333	
	45~49	140,762	71,253	69,509	
	50~55	160,137	81,616	78,521	
	55~59	155,943	80,419	75,524	
	60~64	124,201	61,053	63,148	
	65~69	120,102	55,581	64,521	
	70~74	121,347	53,524	67,823	
老年人口	75~79	106,459	44,337	62,122	
	80~84	69,930	24,902	45,028	
	85歳以上	54,514	15,531	38,983	
	年齢				

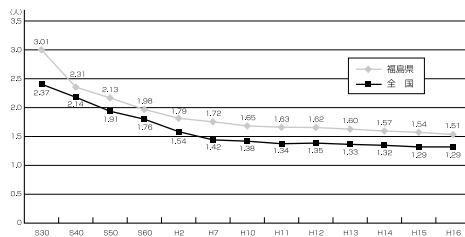
資料:福島県現住人口調査

<年齢階層別人口の推移と見通し>



※資料:「国勢調査報告」(平成7年及び12年)及び「福島県の推計人口」(それ以外の年)。
値は平成15年まで10月1日現在の数、平成17年は7月1日現在の数。

<合計特殊出生率>

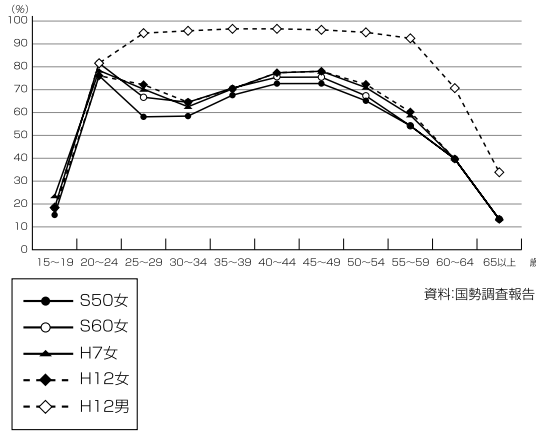


資料:人口動態統計の概況(H13まで) 人口動態月報年計(概数)の概況(H16) 厚生労働省より作成

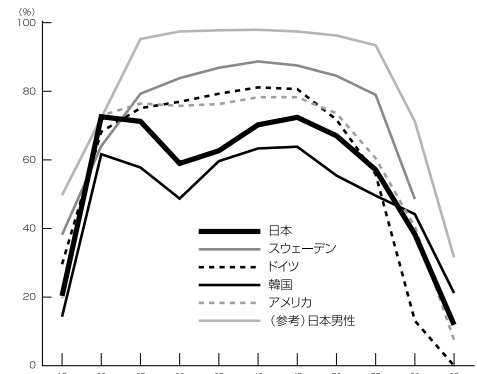
※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

② 女性労働力率の推移

<年齢別労働力率(福島県)>



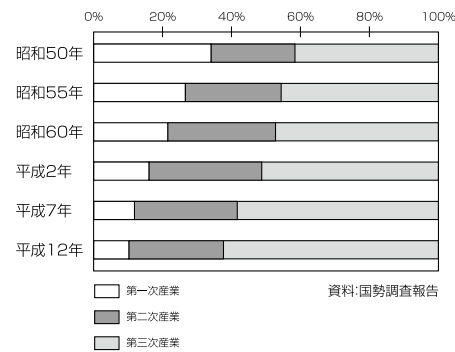
<諸外国の女性の年齢階級別労働力率>



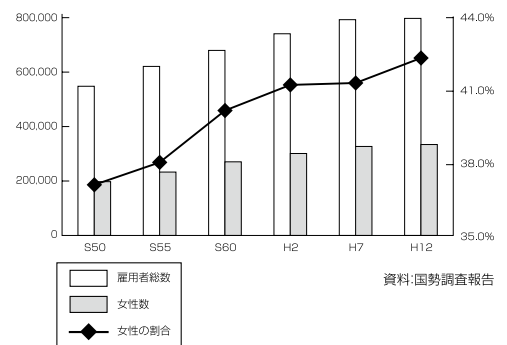
(備考)
 1.【労働力率】…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合
 2.アメリカ、スウェーデンの「15~19歳」は16~19歳
 3.アメリカ、日本、ドイツは、ILO「Yearbook of Labour Statics 2002」より作成。

③ 雇用・経済情勢の推移

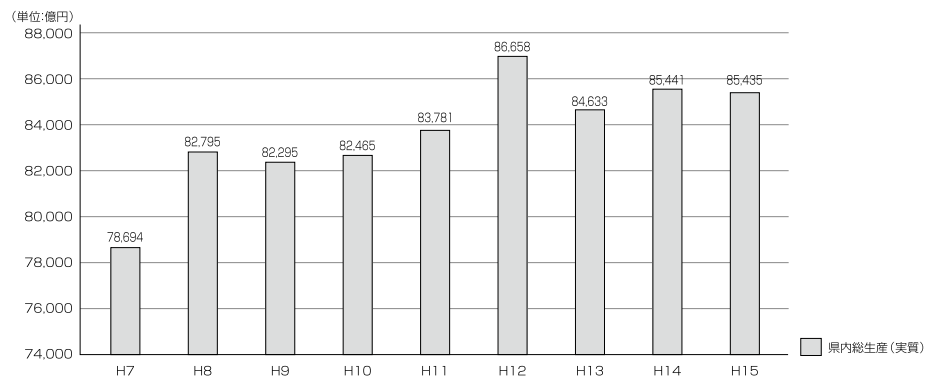
<産業別女性の割合(福島県)>



<雇用者数の推移(福島県)>



<県内総生産(平成7暦年基準)の推移(福島県)>



平成15年度福島県民経済計算年報(平成17年12月 福島県企画調整部情報統計領域)より